

大阪大学大学院言語文化研究科における 修士学位論文および修士の学位審査に関する指針

大阪大学大学院言語文化研究科では、修士学位論文の内容、形式および評価基準について次の指針を設ける。この指針に沿って、提出された論文について修士学位審査を行い、適当と認められる者に対し、修士(言語文化学)あるいは修士(日本語・日本文化)の学位を授与する。

- (1) 修士の学位を受ける者は、専攻分野における研究能力、高度の専門性が求められる職業を担うための能力を有する必要がある。修士学位論文は、これらの能力を修得するために行われた専攻分野の発展に貢献する研究内容を含む必要がある。
- (2) 修士学位論文は、本研究科『学生便覧』に記載された〈修学上の注意及び諸手続の《学修に関する事項》「3. 修士論文について」〉に定める形式を遵守しなければならない。
- (3) 論文評価に当たっては、以下の諸点が考慮される。
 - ・独創性：論考に独創性があるか。
 - ・継承性：取り扱うテーマに対して従来の研究を十分理解し、先行研究に対して論文の位置づけができているか。
 - ・実証性：適切な典拠・データに基づき論が展開されているか。
 - ・論理性：論が論理的に展開されているか。
 - ・明確性：適切な表現が用いられているか。
- (4) 学位審査は各専攻により行われ、専攻会議にて最終判定する。
- (5) 専攻の定める追加事項があればそれに従う。

大阪大学大学院言語文化研究科における 博士学位論文および博士の学位審査に関する指針

大阪大学大学院言語文化研究科では、博士学位論文の内容、形式および評価基準について次の指針を設ける。この指針に沿って、提出された論文について博士学位審査を行い、適当と認められる者に対し、博士（言語文化学）あるいは博士（日本語・日本文化）の学位を授与する。

- (1) 博士学位論文は、専攻分野における高度の学術的価値を有する必要がある。博士の学位を受ける者は、博士学位論文の学術内容を含む分野に関する十分な全般的知識を有し、独立した研究者として研究を遂行できる学力を有する必要がある。
- (2) 博士論文を提出しようとする学生は、本研究科『学生便覧』に記載された各専攻の〈履修要項の「8. 博士論文の提出及び最終試験」〉に定める条件を予め満たしておく必要がある。
- (3) 博士学位論文は、本研究科『学生便覧』に記載された〈修学上の注意及び諸手続の《学修に関する事項》「4. 博士論文について」〉に定める形式を遵守しなければならない。
- (4) 論文評価に当たっては、以下の諸点が考慮される。
 - ・独創性：論考に独創性があるか。
 - ・継承性：取り扱うテーマに対して従来の研究を十分理解し、先行研究に対して論文の位置づけができているか。
 - ・実証性：適切な典拠・データに基づき論が展開されているか。
 - ・論理性：論が論理的に展開されているか。
 - ・明確性：適切な表現が用いられているか。
- (5) 学位審査は各専攻により行われ、専攻会議にて最終判定する。
- (6) 専攻の定める追加事項があればそれに従う。